

# 平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省 最終的な調整結果

管理番号

81

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

環境・衛生

提案事項(事項名)

PCB廃棄物等の処分に係る規定の明確化

提案団体

神奈川県

制度の所管・関係府省

経済産業省、環境省

求める措置の具体的内容

県が事業者に対し、効果的・効率的に指導を行いPCB廃棄物の期限内処理の徹底をさせるため、指導の基準、規定の明確化を求める。

具体的な支障事例

PCB廃棄物等の処分については、期限が定められており、自治体はその処理に向けて事業者に対する指導を行う権限が付与されている。  
しかしながら、PCB含有・非含有の濃度基準が示されていない場合や、廃棄・処分に関する規定がないため、PCB廃棄物や使用製品の適正な処理に向けての指導が困難な状況である。  
具体的な支障として、下記の2点が挙げられる。  
電気機器については、PCB汚染物に係るPCB含有・非含有の濃度基準として0.5mg/kgという数値が示されている一方、これ以外のPCB汚染物については具体的な数値は示されず、「検出されない」という表現にとどまっている。このため、分析業者や分析方法において設定される定量下限値によって、検出される場合とされない場合がありえることとなり、適切な指導ができない。  
高濃度PCB使用製品の廃棄、処分については、電気事業法及びPCB特措法に具体的な規定がある一方、使用中の低濃度PCB使用製品については、廃棄・処分に係る規定がない。そのため、明確な根拠に基づき、使用中の低濃度PCB使用製品について、廃棄・処分に向けた行政指導等を行うことが困難である。  
上記基準や処分に関する規定がないことにより、PCB廃棄物の不適正処理や期限内処理の未完了といった問題が生じ、これらに対する行政指導や改善命令、代執行の案件が増加することが懸念される。  
なお、PCB廃棄物等の処分については、全国的な問題であり、自治体間で対応を異にすべきものではなく、地方独自で基準や制度を設けることはなじまない。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

県は、明確な基準、規定をもって、事業者に対し効果的・効率的に指導を行うことができ、PCB 廃棄物の期限内処理の徹底に寄与することとなる。

根拠法令等

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法、電気事業法

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

青森県、八戸市、仙台市、秋田県、福島県、いわき市、埼玉県、さいたま市、川越市、千葉県、船橋市、柏市、横

浜市、富山県、福井県、山梨県、京都市、大阪府、堺市、八尾市、兵庫県、神戸市、鳥取県、山口県、徳島県、福岡県、北九州市、大分県、宮崎市

○低濃度PCB廃棄物または使用機器については、銘板等での判断が不可能であるため、分析機関による分析が必須となり、本市では定量下限値未満であった場合はPCB廃棄物または使用機器ではないと判断している。しかしながら、定量下限値については各分析機関により異なるため、同一の機器でも判断が異なる可能性がある。特に、現在使用中の電気機器については、PCBの有無によって交換の要否が決まり、交換が必要な場合は、その処分費用や代替機器の購入等、事業者の費用負担が大きくなる。PCBの有無が事業活動に大きな影響をもたらすこととなるため、事業者を指導するにあたり、全国一律の基準が必要であると考えられる。

○PCB 汚染物のうち塗膜くずに関しては、PCB 含有・非含有の入口基準が設けられていないため、「PCB に汚染されていないこと」が PCB 非含有の判断基準となり、分析結果の「ND」をもって非含有とは判断できず、分析を行えば高濃度もしくは低濃度 PCB のどちらかでの処分となり、非含有として処分することができない状況にある。また、国から塗膜に関するガイドライン等が出ていない中で、調査対象とすべき塗料の年代や使用構造物、分析方法が定められていないため、塗膜の剥離工事のみならず施設や設備の撤去工事においても、どの範囲まで調査が必要か判断できない状況にある。また、シーリング材においては、日本シーリング材工業会の判断フローを参考に指導を行っているが、塗膜くずと同様に入口基準が設けられていないため、第二次判定で分析を行えば、高濃度もしくは低濃度 PCB のどちらかで処分せざるをえない。PCB 汚染物においては高濃度 PCB が検出された事例もあると聞くので、所管部局が速やかに調査・工事を行えるよう早急にガイドライン等を出していただきたい。

○提案団体と同様の支障が生じている。特に、橋梁等の塗膜やシーリング材(可塑剤)がPCB汚染物であるかどうか判定する基準についての問合せが多いが、塗膜やシーリング材が PCB 汚染物に該当するかどうか判定する基準(いわゆる入口基準)が明確でないために指導に苦慮している。PCB 処理物に関する判定基準(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第1条の2第4項:いわゆる出口基準)を、PCB 汚染物を判定する入口基準に準用してよいかどうか示していただきたい。加えて、PCB 塗膜を剥離した後の鋼材が PCB 汚染物に該当するかどうか判定する基準(卒業基準)がなく、指導に苦慮しているので、卒業基準及びその分析方法を明確に示していただきたい。

○平成 28 年実施のPCB廃棄物等の掘り起こし調査(市内の電気工作物を対象としたもの。)の結果によって、低濃度PCB使用製品を所有している事業者等が市内に15業者程度存在していることが判明した。現状では、法的根拠がないため、当該業者への適切な指導が難しい状況にある。

○PCB汚染物の基準について、本県でも、PCBを含む橋梁の塗膜くずの扱いについて検討した事例があり、他県照会をしたが自治体により扱いが異なる状況が判明した。排出事業者、処理業者も所在地により扱いが異なることは混乱すると考えられるので、全国一律の基準を設けることが望ましい。使用中の低濃度PCB機器の対応については、高濃度PCB使用電気機器と異なり、廃棄に係る明確な規定がないため、PCB廃棄物の掘り起こし調査を進める中で、業者や電気主任技術者から「使用をやめて平成39年3月末までに廃棄する必要があるのか」という問い合わせが多いことは事実である。39年の期限後に低濃度PCB含有機器であることが判明した場合のことを考えると、高濃度と同様に処分等対応方針が定まっていることが望ましい。

○(1)使用中の低濃度PCB含有製品は、PCB特措法に処分期限が規定されておらず、その処分は努力義務となっている。このため、現在の特措法では当該PCB含有製品が処理期限経過後も使用可能と読めることから、期限内に処分するよう法的根拠をもって指導することが難しく、対応に苦慮するケースがある。

(2)電気機器以外の PCB 汚染物には、PCB 廃棄物の基準は、「検出されないこと」とされており、具体的な数値基準が定められておらず、分析業者や分析方法ごとに定量下限値が異なることから、適切な指導が難しい。

(3)橋梁塗膜は、原料の有機顔料中に非意図的に副生PCBが生成するケースが確認されているが、化審法の運用で顔料中のPCB含有量がBATレベル以下であれば、流通が認められている。このため、新しい塗膜からもPCBが検出される可能性があり、低濃度PCB含有の橋梁塗膜の除去を進めるうえで支障となっている。

一方、上記の化審法の運用を踏まえて事務連絡(※)が発出されており、BATレベル以下の有機顔料は、廃棄物となってもPCB特措法の対象外であるとされ、地方環境事務所から塗膜についても当該事務連絡が適用されるとの回答を得ている。しかし、現状では低濃度PCB含有塗膜くずは、PCB廃棄物として特措法に基づき処分されていることから、当該塗膜くずについて、取扱いに疑問が生じている。(※)平成24年12月10日付「PCBを含む有機顔料に関するポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法の適用について」上記の PCB 該当性に係る基準や使用中製品の処分義務、塗膜の取扱いが不明瞭であることにより、期限内に処分が完了しないおそれがあり、指導や改善命令等の増加が懸念される。以上のことから、PCB 汚染物に係る基準値の設定及び低濃度 PCB 含有製品の期限内処分について明確化される必要がある。また、塗膜については、化審法の運用も含めて、今後の取扱いについて明示されたい。

○電気機器を除くPCB汚染物に係るPCB含有・不含有の濃度基準については具体的に示されておらず、「検

出されない」という表現にとどまっている。この「検出されない」場合における下限値の判断について環境省に確認したところ具体的な数値については決まっておらず、どこまでの分析を求めるかについては各自治体の判断に任せるとのことであったが、PCB 廃棄物の確実かつ適正な処分の観点からは、国において具体的な基準を示すべきであり、現状では低濃度 PCB 汚染物に係る適正な指導ができない。

#### 各府省からの第 1 次回答

- 低濃度 PCB 廃棄物の処分及び低濃度 PCB 使用製品については、ストックホルム条約の遵守に向け、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平成 13 年法律第 65 号)第 14 条の規定に基づき、保管事業者は、平成 39 年 3 月 31 日までに保管事業者自らによって処分され、又は処分業者への処分委託が行われることが義務付けられております。
- また、低濃度 PCB 廃棄物の処分及び低濃度 PCB 使用製品については、平成 28 年 7 月 26 日に閣議決定されたポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画において、「PCB 汚染の有無を実際に分析しなければその該当性を確認できないものが多いといった課題を踏まえ、今後、正確な全体像を把握することとし、そのための方策について検討する。」とされております。
- さらに、同基本計画において、PCB 汚染の有無の確認作業を終了すること、掘り起こし調査が完了すること等が定められています。
- このため、環境省としましては、まずは PCB 汚染の実態把握を十分に行った上で、低濃度 PCB 使用製品の廃棄又は PCB の除去を進めることとしており、そのための方策や低濃度 PCB 廃棄物の正確な全体像を把握するための方策について検討し、また、低濃度 PCB 廃棄物の処理体制の充実・多様化を進めることとしております。
- 上記に加え、PCB 特措法改正法附則第 5 条において、法施行後の 5 年以内に、検討を加え、必要があると認められるときには、その結果に基づいて必要な措置を講じることとしております。これを受けて、環境省では、平成 29 年度に低濃度 PCB 廃棄物について自治体・有識者・関係団体を加えた検討会を開催し、議論を開始したところです。
- 今後については、御提案の内容を含め、こうした検討会の中でこれらの検討を進めてまいります。

#### 各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

PCB 特措法第 14 条は、低濃度 PCB 廃棄物の処分を規定しており、低濃度 PCB 使用製品については対象外であると認識している。

PCB 廃棄物処理基本計画第 3 章第 2 節における「低濃度 PCB 廃棄物及び PCB 使用製品の実態把握」を進めているとのことだが、実際の処理は現在も進行している。実情として、各自治体によって対応が異なるといった支障事例が発生している。今後、処理の基準や方法の検討に時間が掛かり、対応方法の確定が遅れば、排出事業者に対して、早期処理を指導するうえで支障となる。

また、現在使用中の微量 PCB 汚染疑いの電気機器については、分析の義務がないため、所有者にとっては分析せずに転売するといった事例も見受けられ、これに対する指導は何もできない状態である。

さらに、使用中の塗膜、シーリング材については、掘り起こし調査方法すら示されておらず、現存する建造物すべてを調査することは、時間的に非常に困難であると考えられる。なお、塗膜、シーリング材については、高濃度のものもあるとの見解が示されているが、法改正 5 年後(平成 33 年 8 月)の決定では、北九州事業所エリアでの処理期限が平成 33 年 3 月 31 日であるため、処理期限に間に合わなくなる。

以上から、少なくとも電気機器以外の低濃度 PCB 廃棄物の入口基準を早急に確定してもらいたい。また、今後の具体的な検討過程のスケジュール等を示してもらいたい。

#### 各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

##### 【仙台市】

早急に明確な基準を設けていただきたい。

##### 【横浜市】

低濃度 PCB 廃棄物の処分及び低濃度 PCB 使用製品の処分については、国において PCB を含有する塗膜を使用した可能性のある橋梁等の実態把握を行い、処分期間内の早期処理を行う旨の事務連絡が平成 30 年 3 月 20 日付発出(※)されたことによって、多くの鋼製橋梁等を所有する自治体は、その対応を迫られている。

環境省としての本提案に対する考えの方向性はおおむね了承できるが、現に地方自治体において PCB を含有する塗膜についての対応を迫られている実態を理解していただき、検討会における具体的な検討内容の情報提供、検討結果を踏まえた環境省としての対応の具体的なスケジュール等を明確にしていきたい。

(※)平成 30 年 3 月 20 日付 国官総第 283 号、国総環第 116 号及び国総事第 70 号「ポリ塩化ビフェニルを

有する塗膜の処分期間内の処理について」

【鳥取県】

○低濃度PCB廃棄物の入口基準未設定問題については、平成16年2月17日に開催された環境省の「低濃度PCB対策検討委員会」においても議題となっており、平成16年4月1日までに環境省令で判定基準を設定することとされている。また、平成23年10月1日に開催された環境省の「第1回PCB廃棄物適正処理推進に関する検討委員会」においても、検討会の論点として「PCB廃棄物に関して、いわゆる入口基準を設定することについてどのように考えるか。」との記述があるが結論が示されていない。

従って、10年以上前から問題の存在が指摘されており、その検討に十分な期間があったにもかかわらず、結論が示されておらず、処理期限が平成39年3月と迫る中、入口基準が曖昧な状況であるため、適切な指導も十分な掘り起こし調査も行えず、PCB廃棄物の計画的な処理を行うことは困難になるばかりである。

この問題は時間的猶予のない早急に取り組むべきものであり、可及的速やかな入口基準設定が求められるが、なぜ、入口基準の設定が遅れているのかの理由の具体的説明や、暫定基準の設定の是非等について、速やかに期限を定めて国の考え方を示していただきたい。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

各府省からの第2次回答

一次回答のとおり、環境省としましては、まずはPCB汚染の実態把握を十分に行うことが必要であると考えています。汚染機器の全体の実態把握については、汚染機器の数量把握、封じ切り機器の採油方法等の多数の課題があると認識しております。

このため、保管事業者・所有事業者の状況の把握をさらに進めるとともに、低濃度PCB廃棄物の処理推進のための課題についての政策的な議論も含めて、継続的な検討を行ってまいります。

また、塗膜については、調査方法の検討を行うとともに、自治体に対し、環境省及び各施設の所管官庁と連携して調査に必要な情報の提供等を行うこととしています。

平成30年の地方からの提案等に関する対応方針（平成30年12月25日閣議決定）記載内容

6【経済産業省】

(6)ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平13法65)

低濃度PCB廃棄物等については、保管事業者及び所有事業者の状況把握を進めるとともに、低濃度PCB廃棄物等の測定方法や低濃度PCB廃棄物等への該当の有無を判定する基準の在り方を含め、低濃度PCB廃棄物等の処理推進のための課題について、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律(平28法34)附則5条に基づき、同法施行後5年以内に行うこととしている見直しの際に、都道府県及び政令で定める市(26条1項)(以下「都道府県市」という。)並びに有識者等の意見を踏まえて検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(関係府省:環境省)